

第 6 次佐倉市行政改革大綱（案）

令和 2 年〇月

佐倉市

目 次

1. 第6次行政改革大綱を制定する必要性と目的	1
2. 過去の行政改革の取組	2
3. 行政運営における課題	3
(1)少子高齢化・人口減少問題	3
(2)佐倉市の財政状況	4
(3)公共施設等の老朽化の状況	8
4. 行政改革の基本理念	13
5. 行政改革の期間	14
6. 行政改革の基本目標と実施計画の策定	14
7. 基本目標と主要な取組事項	
・基本目標1：量の改革	15
～社会変化に対応した行政サービスの推進と安定的な財政運営のための歳入確保～	
・基本目標2：質の改革	17
～効率的な行政サービスの推進に向けた手法の見直しと導入～	
・基本目標3：市全体の取組みによる改革	19
～多様な主体が連携・協力して取り組むまちづくりの推進～	
8. 行政改革実施における留意点	20

1. 第6次行政改革大綱を制定する必要性と目的

佐倉市は、昭和40年代以降の人口急増と行政需要の拡大を背景に、学校・公民館・図書館などの公共施設や道路・公園などのインフラ施設を整備してきました。人口増により税収が増加し、増加した税収を財源として施設を整備することにより市の魅力が高まり、さらに人口が増加するという好循環により、佐倉市は発展を続けてきました。

しかしながら、平成23年に佐倉市の総人口は減少傾向に転じ、少子高齢化が本格的に進み人口構造が変化するなかで、社会保障関連経費の増加や市税収入の減少等、市の財政にも大きな影響を受ける可能性があります。また、公共施設やインフラ施設が老朽化し、その維持・更新に多額の費用がかかってきます。そのため、社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な市政の実現をめざし、これまで5回にわたり行政改革を実施して一定の成果を上げてきました。今後、佐倉市が中長期的に発展していくためには、戦略的なまちづくりを進めなければなりません。

少子高齢化や人口減少の進展、地域コミュニティにおける担い手不足、また、高度情報化による行政サービスの簡素化・効率化など社会情勢の変化を的確にとらえた新たなまちづくりをするため、第5次佐倉市総合計画が令和2年度から開始されます。この計画を推進し、多くの行政課題に対応するためには、多くの財源が必要となり、財政調整基金の活用を前提とした従来の財政運営についても抜本的に見直さなければ予算編成が困難になる可能性があります、行財政改革の必要性に迫られています。

第6次佐倉市行政改革は、第5次佐倉市総合計画のうち、前期基本計画（令和2年度～5年度）を着実に実行するために必要な財源の確保や行政サービスの効率化を進めていきます。特に財政推計では、前期基本計画期間中に財政調整基金残高が約20億円減少する見込みとなっており、その減少分を確保して財政調整基金の安定化を図るとともに、「選択」と「集中」による資源の最適配分を行い、行政サービスの維持・向上も併せて実施することを目標として取り組む必要があります。

さらに、前期基本計画に掲げられた4つの重点目標を達成するため、佐倉市の魅力を発信するシティプロモーションを推進して積極的に収入を増やしたり、市民協働によるまちづくりを進めたりする等、佐倉市が直面している課題の解決に向けて行政改革の視点から取り組んでいきます。

なお、行政改革大綱の策定にあたっては、佐倉市行政改革懇話会から令和元年9月に提出された提言を十分に踏まえたものとしています。

2. 過去の行政改革の取組み

名称	期間 (年度)	概要	効果額
第1次行政改革	昭和60～62年度	事務事業の見直し 給与の適正化 等	約1.8億円
第2次行政改革	平成8～10年度	行政運営プロセスの改善 市民サービスの向上 等	約7億円
第3次行政改革	平成13～15年度	民間活力活用の推進 市民活動の支援と行政関与の見直し 等	約2.4億円
第4次行政改革 (集中改革プラン)	平成17～21年度	業務効率化の徹底 成果重視 市民協働の推進 ※「量の改革」を重視	約70億円
第5次行政改革	平成25～27年度	市民協働の推進 納得できる行政サービスの推進 持続可能な行政運営の実現 等 ※「質の改革」を重視	約3.8億円

※第4次行政改革（集中改革プラン）【平成17～21年度】

あらかじめ国が方針（閣議決定や法律により数値目標を含めて方針を決定）を示し、その方針に沿って進められたもの。徹底した歳出削減が特徴であり、「量の改革」を重視した取組みを実施。

※第5次行政改革【平成25～27年度】

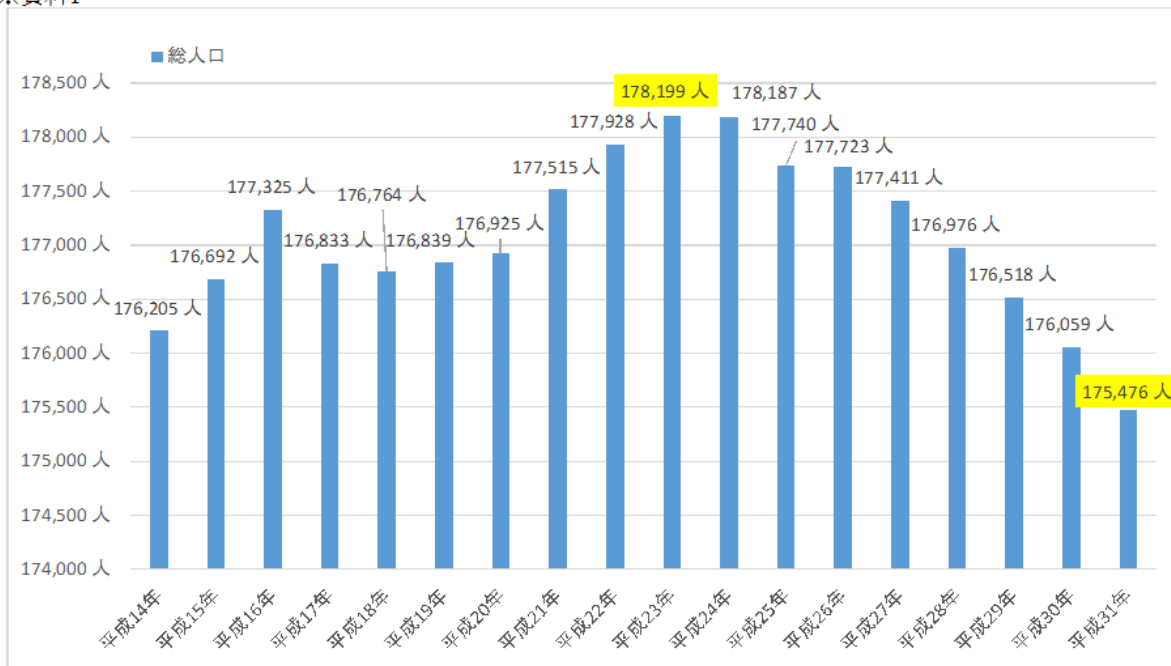
自治体が自主的・主体的な行政改革の推進を求められる中、佐倉市が独自に実施したもの。第4次佐倉市総合計画の施策の実効性を高める計画として位置づけられ、「質の改革」を重視した取組みを実施。

3. 行財政運営における課題

(1) 少子高齢化・人口減少問題

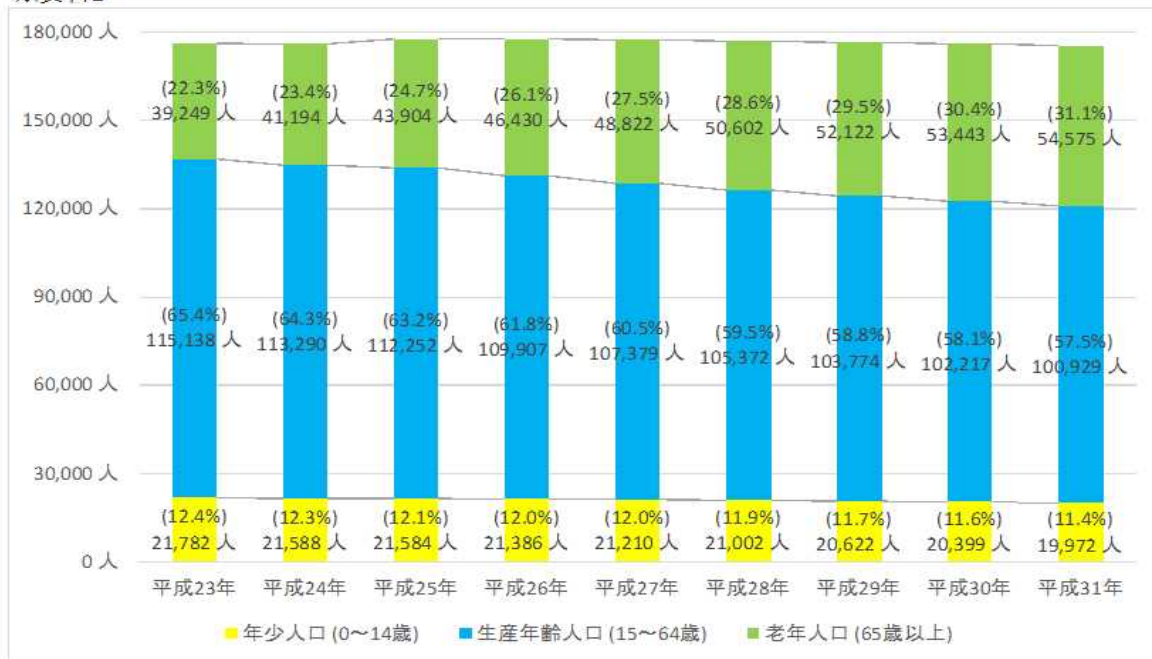
平成 23 年の 178,199 人をピークに人口は減少傾向となっており、平成 31 年現在で 175,476 人となっています（資料 1）。また、老年人口が増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しており、平成 31 年現在で高齢化率（＝老年人口÷総人口）が 31.1%となっています（資料 2）。このような社会情勢を背景として、行政需要が確実に増加することが見込まれています。

※資料1



【出典】住民基本台帳(各年3月末、外国人を含む)

※資料2

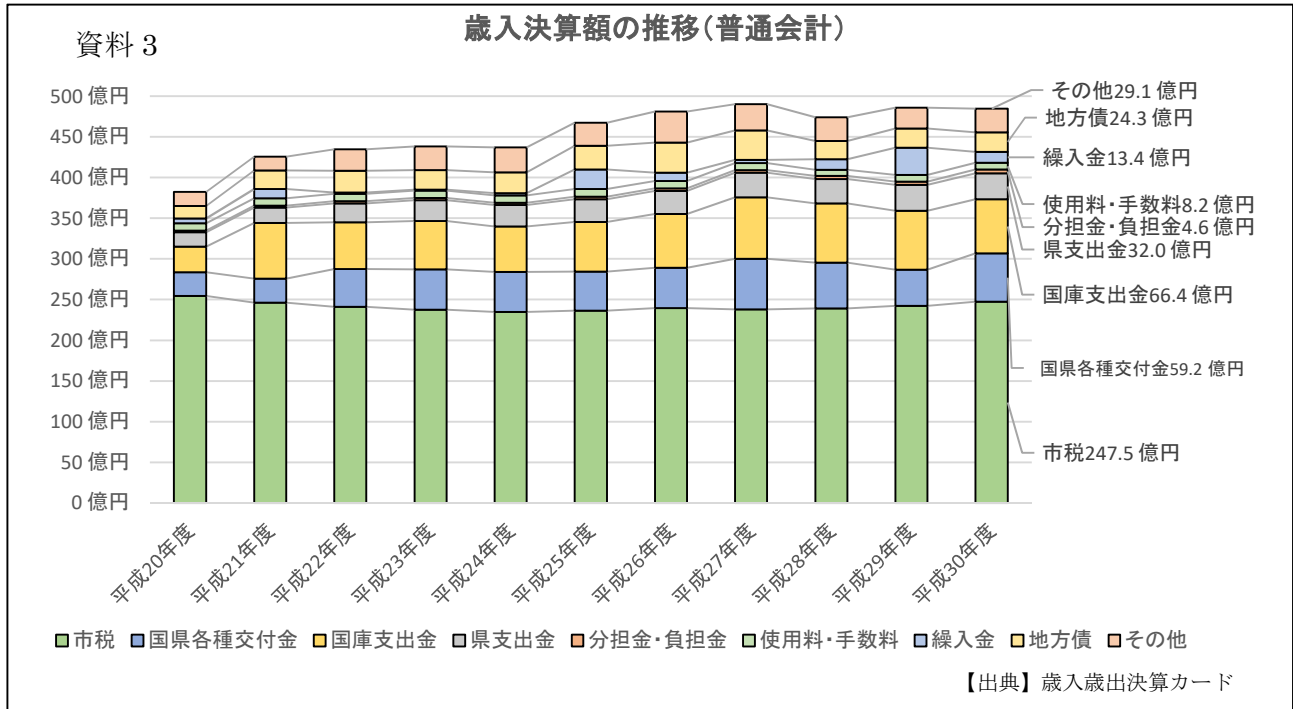


【出典】住民基本台帳(各年3月末、平成23年及び24年には外国人は含まれない)

(2)佐倉市の財政状況

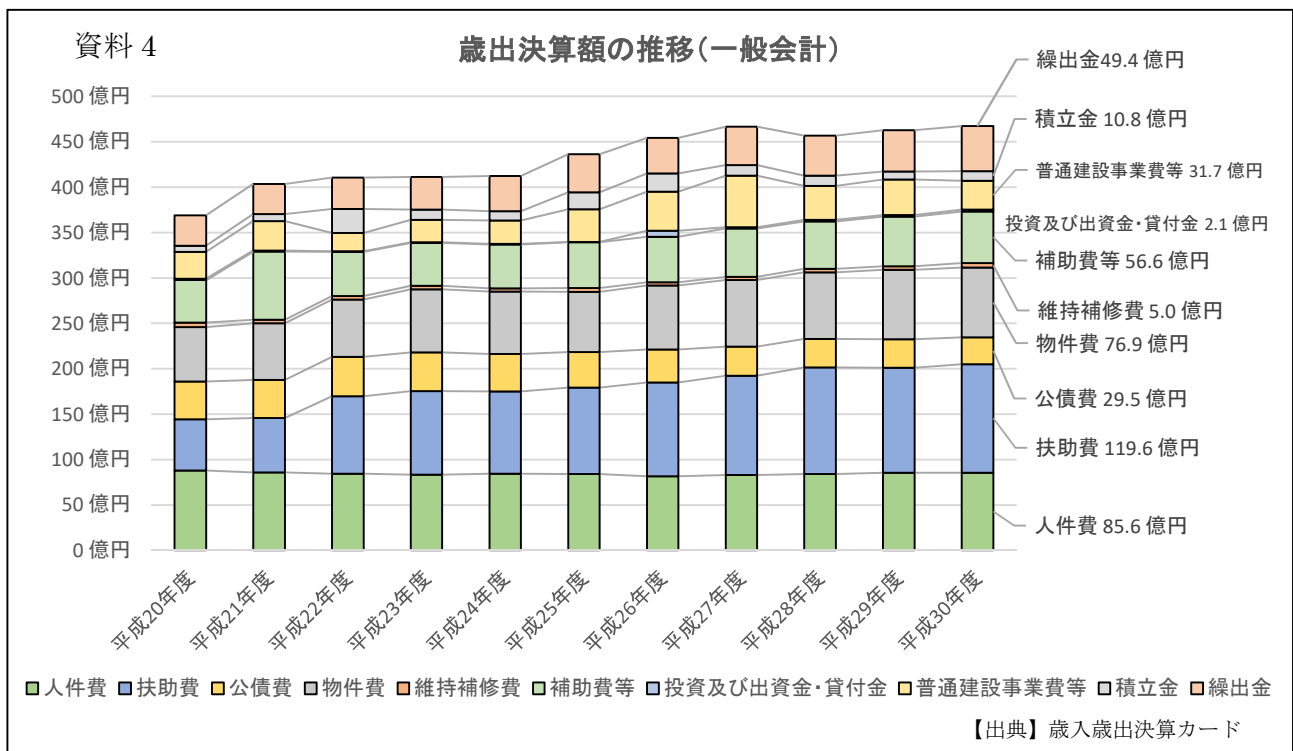
①歳入の推移

歳入総額は、平成20年度（382.0億円）と平成30年度（484.7億円）を比較すると102.7億円増加していますが、歳入総額に占める市税の割合は、66.6%から51.1%に減っています（資料3）。



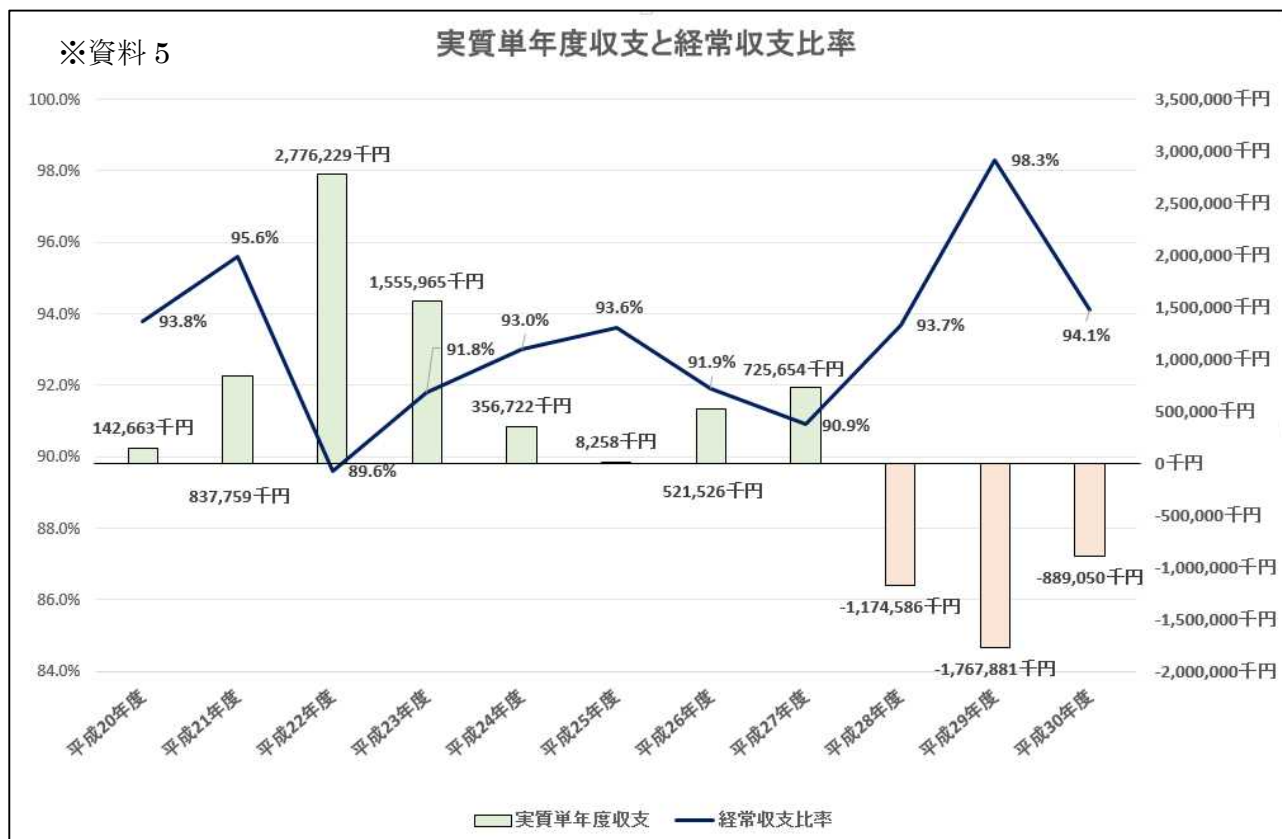
②歳出の推移

歳出総額は、平成20年度（369.4億円）と平成30年度（467.2億円）を比較すると、97.8億円増加しています。特に子育て支援や高齢者福祉等の充実により、扶助費の伸びが大きく、歳出総額に占める扶助費の割合は25.6%となっています（資料4）。



③実質単年度収支と経常収支比率の推移

実質単年度収支^{※1}は、平成27年度まで黒字を維持してきましたが、平成28年度からは赤字が続いており、単年度の収入のみでは当該年度の支出ができず、財政調整基金^{※2}を取り崩しながら財政運営を行っています。また、経常収支比率^{※3}は、95%前後で高止まりしており、財政構造の硬直化が進んでいます（資料5）。



※【出典】歳入歳出決算カード

※1 実質単年度収支

歳入歳出差引額（経常収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支から前年度の実質収支を差し引き（単年度収支）、実質的な黒字要素（財政調整基金の積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩額）を差し引いた額。当該年度の収入で支出できたかを示している。

※2 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

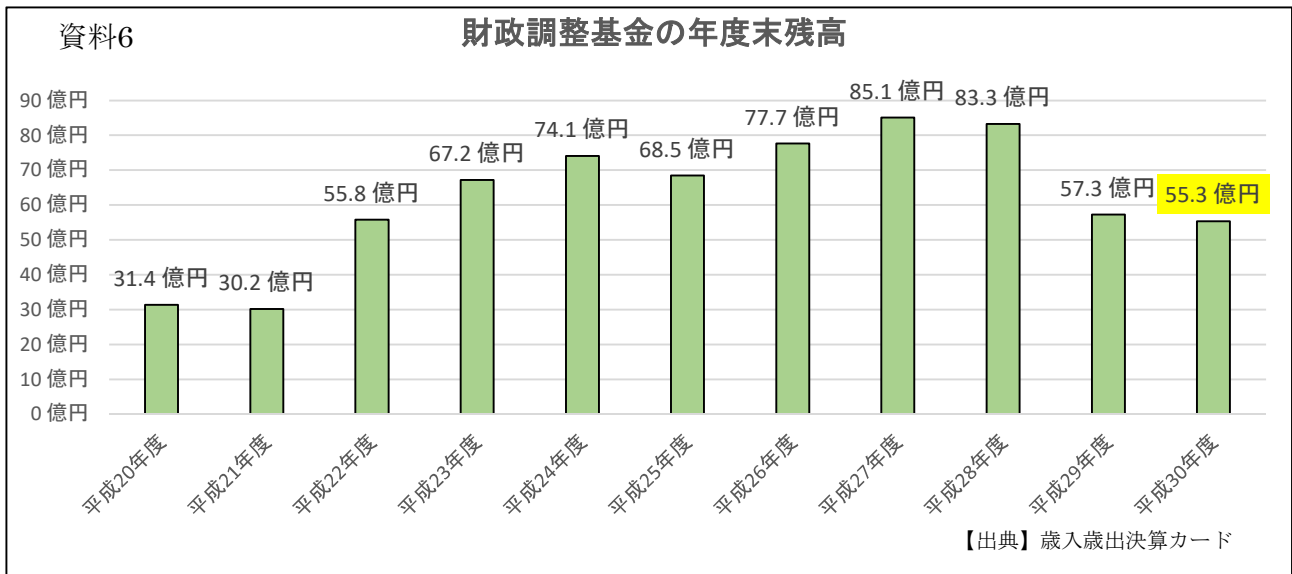
※3 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

④財政調整基金残高の推移

財政調整基金の残高は、平成 27 年度末には 85.1 億円となっていました。少子高齢化や地方分権など行政需要の増加に伴って財政調整基金の一般会計への繰入金が増加し、平成 30 年度末には 55.3 億円にまで基金残高が減少しています（資料 6）。



⑤その他の財政指標

国の算出した標準的な行政サービス経費に対して、税収等の標準的な収入が占める割合を示す財政力指数^{※4}は 0.92（平成 30 年度）で普通交付税の交付団体となっています。また、財政の早期健全化等の必要性を判断するための財政健全化判断比率^{※5}は、実質公債費比率^{※6}が 1.9%（平成 30 年度）となっており、その他の指標も基準を大きく下回っていることから、この点では財政の健全性は維持されていると判断されます。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
財政力指数	0.90	0.90	0.91	0.91	0.91	0.92
実質公債費比率	4.1%	4.1%	3.5%	2.6%	2.5%	1.9%

※4 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

※5 財政健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

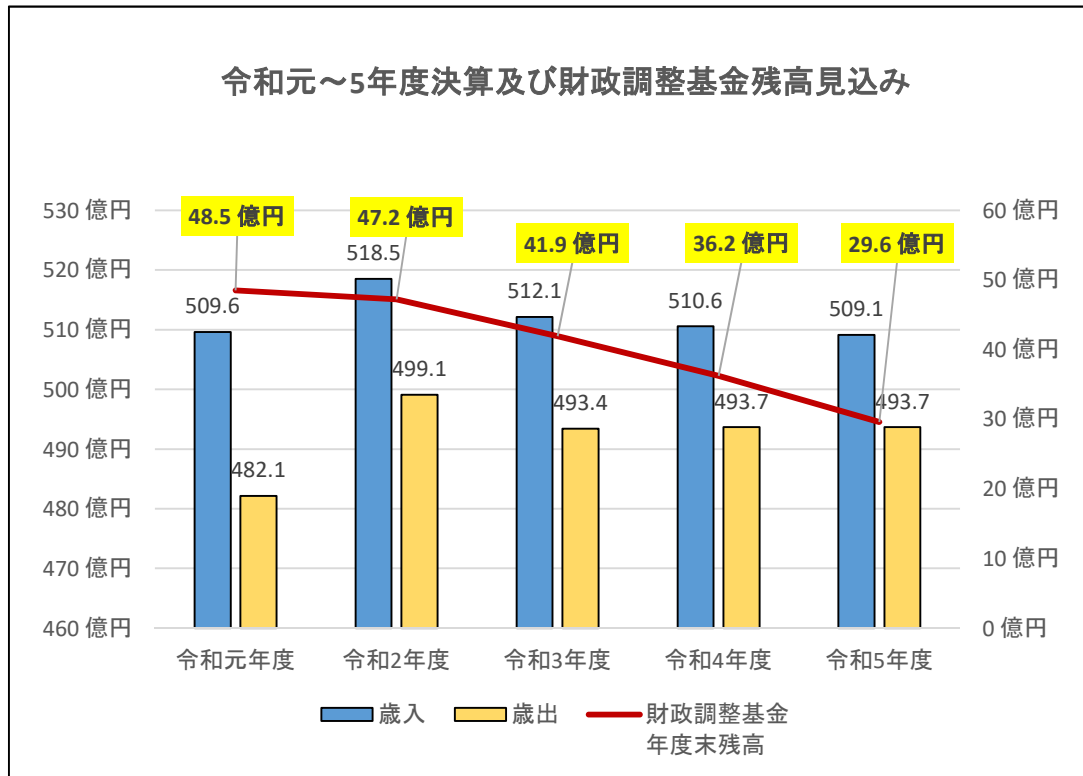
※6 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合を示すもの。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

※【参考】今後の財政の見通し（第5次佐倉市総合計画より）

行政の課題に対応するためには、財源の確保が必要となります。前期基本計画の計画期間である令和5年度までの財政推計では、市税収入は横ばいで推移するものの、扶助費や人件費等の増加により、市の財政状況の悪化が見込まれます。これまで、公共施設のファシリティマネジメントに代表される経費削減策や企業誘致等の歳入確保に取り組んできましたが、今後さらにICTを活用した業務効率化等による歳出抑制と市税などの自主財源の確保に取り組んでいく必要があります。



(3)公共施設等の老朽化の状況

①公共施設分類別の保有状況

佐倉市が保有している施設（建物）には、市役所や出張所のように市の事務所として使用されているものや、小・中学校や保育園、公民館、図書館など広く市民に利用されているものがあります。また、市民音楽ホールや志津市民プラザのように、いくつかの機能が一つの建物にある複合施設もあります。平成30年3月末現在、全施設を合わせた延床面積は約36万㎡になり、そのうちの61.8%が学校教育系施設となります。

【施設分類別の保有状況】

平成31年3月末時点

大分類	中分類	施設数		棟数		延床面積(㎡)		
			小計		小計		小計	割合
市民文化系施設	集会施設	58	66	57	75	25,121	30,572	8.6%
	文化施設	8		18		5,451		
社会教育系施設	図書館	6	8	3	6	6,747	12,060	3.4%
	博物館等	2		3		5,313		
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	7	13	25	66	13,357	19,848	5.6%
	レクリエーション施設	6		41		6,491		
学校教育系施設	学校	34	37	292	292	219,003	219,596	61.8%
	その他教育施設	3		0		593		
子育て支援施設	幼保・こども園	9	42	11	22	8,432	14,074	4.0%
	幼児・児童施設	33		11		5,642		
保健・福祉施設	高齢福祉施設	5	14	5	13	1,428	11,573	3.3%
	障害福祉施設	3		1		2,199		
	保健施設	3		2		5,066		
	その他福祉施設	3		5		2,879		
医療施設	医療施設	2	2	1	1	148	148	0.04%
行政系施設	庁舎等	14	133	25	143	15,310	22,751	6.4%
	消防施設	53		53		3,544		
	その他行政系施設	66		65		3,897		
公営住宅	市営住宅	7	7	23	23	13,869	13,869	3.9%
公園	公園	14	14	24	24	786	786	0.2%
その他	その他	25	25	29	29	10,255	10,255	2.9%
施設合計			361		694		355,532	100.0%

※建物を賃借している施設は、含まれません。

※施設分類は、総務省が公開している「公共施設等更新費用推計ソフト仕様書」の類型によります。

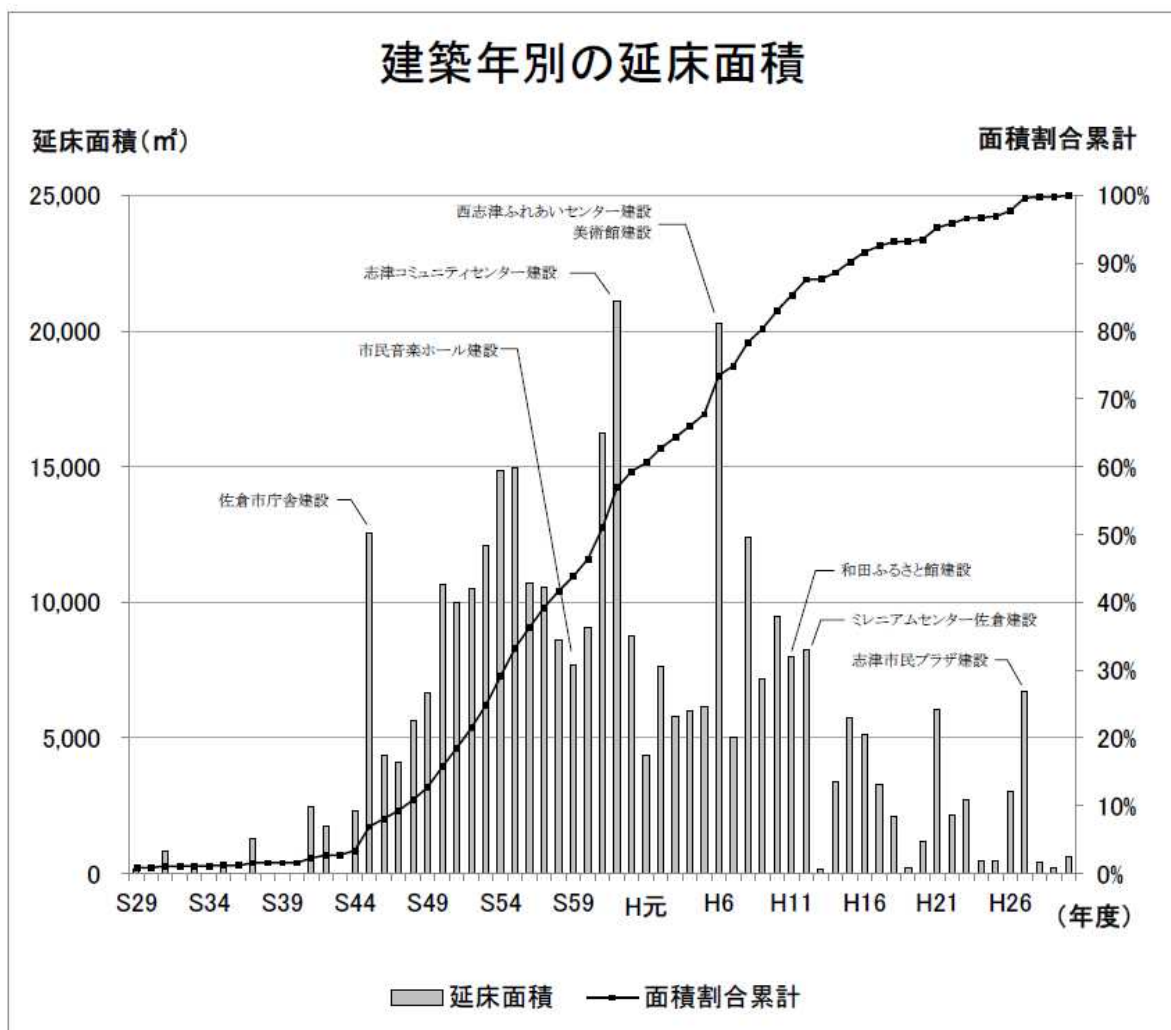
※複合施設の場合は、主な用途の施設分類により棟数を集計しています。

【出典】平成30年度佐倉市施設白書

②公共施設建築の推移

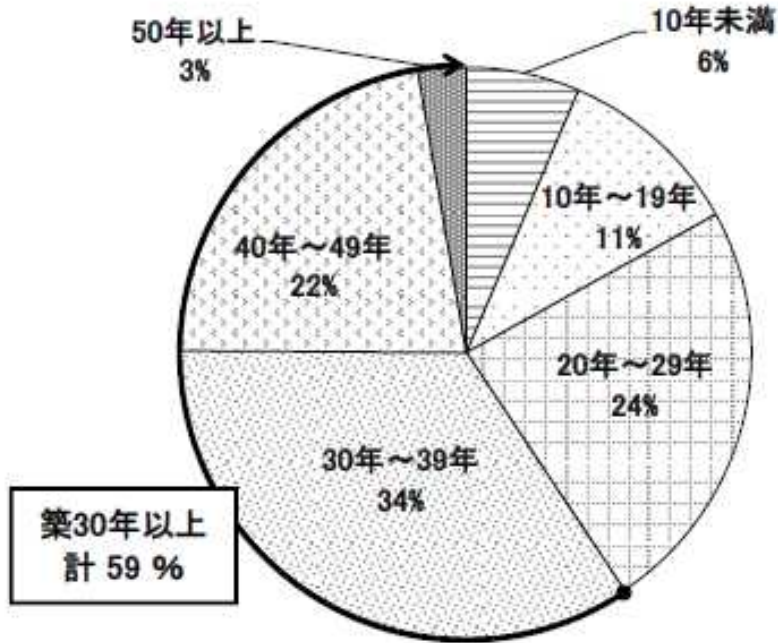
佐倉市が保有する施設は、昭和 40 年代後半から 60 年代にかけて建築された建物が全体の約 54%（約 19 万㎡）であり、非常に多くの割合を占めています。また、バブル崩壊後である平成 6 年から平成 12 年にかけての短期間に建築された建物も全体の約 19%（約 7 万㎡）であり、多くの割合を占めています。

建物の経過年数別に見ると、平均築年数は約 31 年で、建築後 30 年以上経過した建物が全体の約 59%（約 21 万㎡）となっています。また、建築後 40 年以上経過した建物が全体の約 25%（約 9 万㎡）となり、建物の老朽化が確実に進行しています。

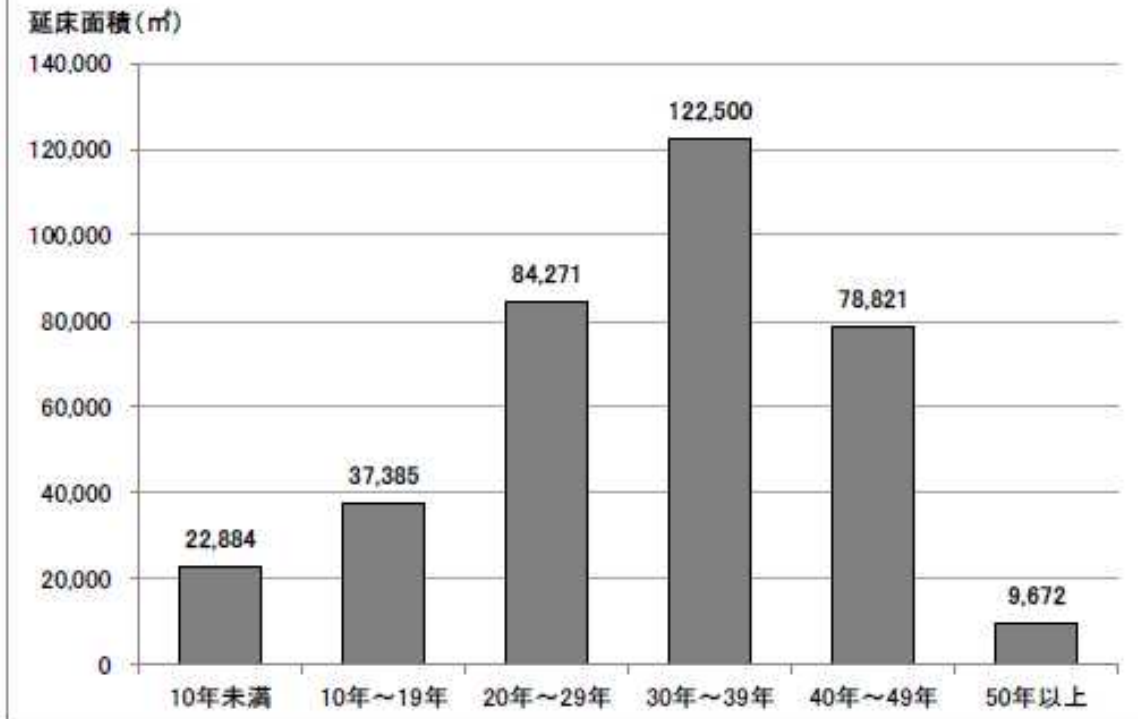


【出典】平成 30 年度佐倉市施設白書

経過年数別の延床面積



経過年数別の延床面積



【出典】平成30年度佐倉市施設白書

③公共建築物の建替え及び改修費用の推計

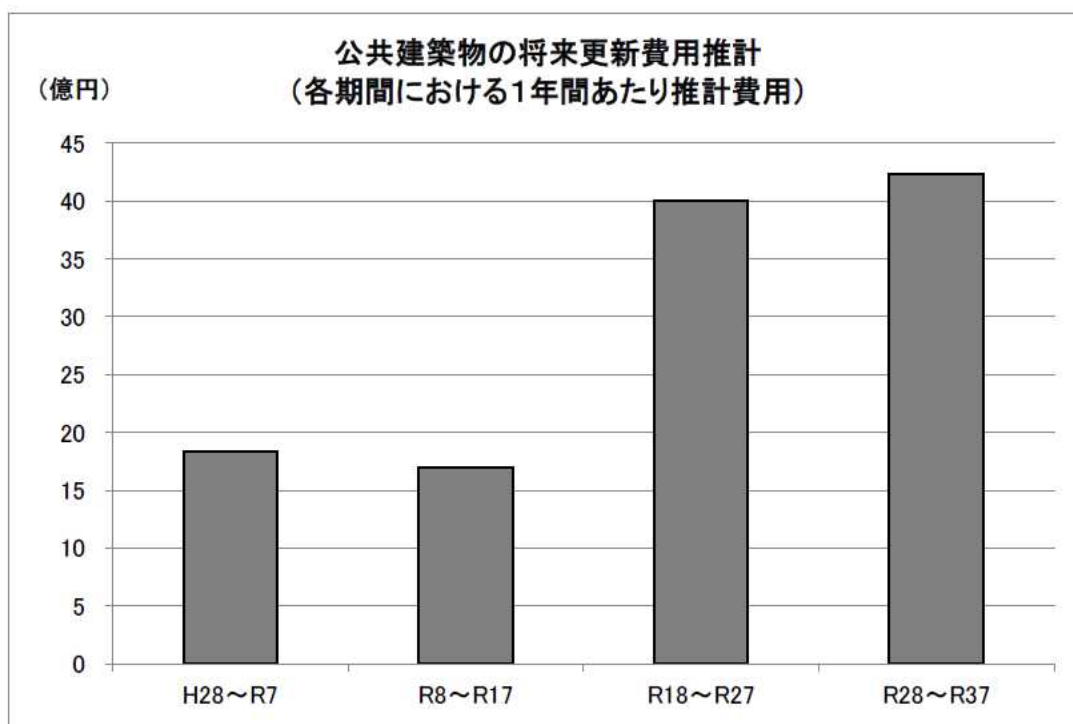
今後は、年数の経過とともに建物の老朽化が進み、現在の施設を維持するためには、これらの建物の大規模な改修や建て替えが、これまで以上に必要となります。

佐倉市では、公共施設等の老朽化対策に計画的に取り組んでいくとともに、将来を見据えた適切な公共施設等のあり方を検討し、持続可能な公共施設等の管理・活用を図っていくための「佐倉市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。

同計画において、今後 40 年間の更新費用を「平成 29 年度新営予算単価」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び「平成 17 年版建築物のライフサイクルコスト」（建築保全センター）に基づき試算した結果、総更新費用は約 1,177 億円で、年平均は約 29 億円と見込まれます。

特に、令和 18 年度から令和 37 年度までの 20 年間には、老朽化した施設の更新時期が集中することから年平均約 41 億円の費用が必要となる見込みです。公共施設等総合管理計画では、以下の 3 つを基本方針として、持続可能な公共施設等の管理・活用を図ることとしています。

- ①計画的な修繕・改修により施設の長寿命化を図ること
- ②施設の統廃合等により、40 年間で 20%の施設面積を縮減すること
- ③施設の管理運営にかかる費用を抑制すること



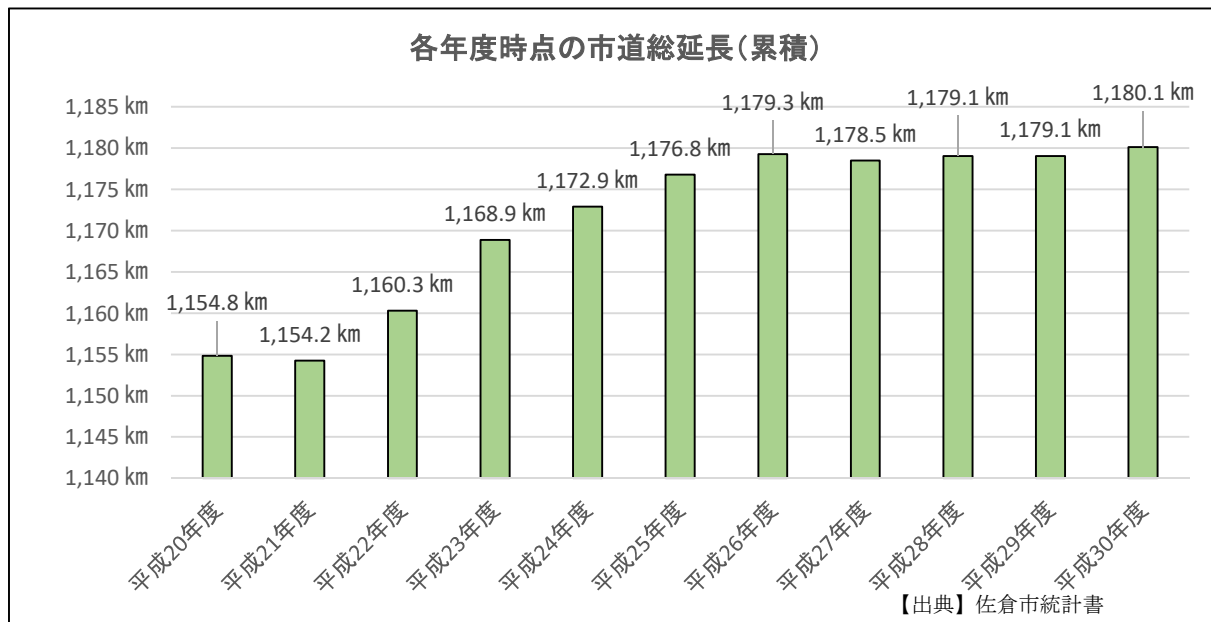
【出典】平成 30 年度佐倉市施設白書

④インフラ施設の保有状況

a) 道路

佐倉市の市道の総延長は約 1,180km ですが、市が整備したものだけではなく、生活道路については開発等で整備された路線も多く、都市化とともに総延長の増加が続いています。

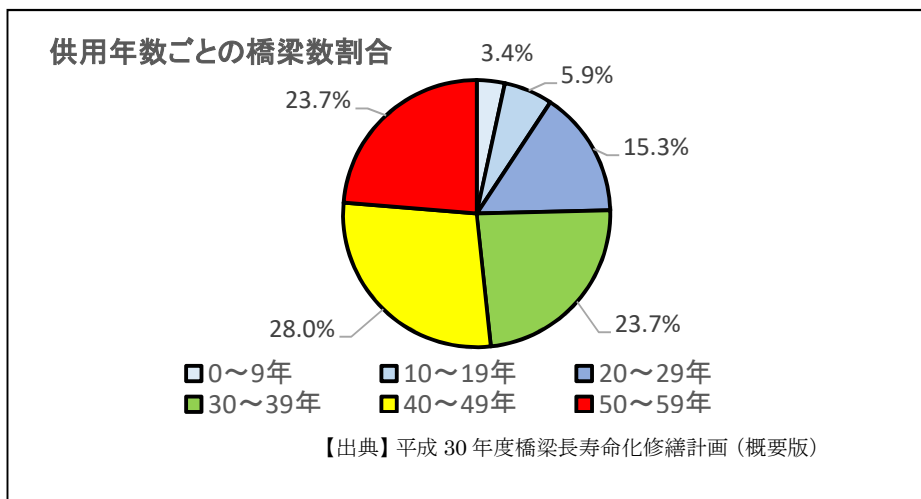
市道の損傷も多く、定期的な修繕も必要となっています。



b) 橋梁

佐倉市が保有・管理する橋梁は 132 橋あり、昭和 42 年から昭和 52 年に架設されたものが多く、急速に老朽化していくことが予想されています。そのため、平成 25 年度に橋梁長寿命化修繕計画（第 1 期）を策定して予防保全的な維持管理を実施してきました。平成 30 年度に第 2 期計画を策定して予防保全的な維持管理を更に進めています。

一般的に橋梁の寿命といわれる建設後 50 年を経過した橋が、現在全体の 23.7% となりますが、20 年後には全体の 90% を占めることから、定期的な橋梁点検と健全性の診断の実施による予防保全的な修繕や更新整備等がますます重要になります。



c) 公園施設

佐倉市には290か所の都市公園と49か所の緑地があり、総面積はそれぞれ137.20haと16.46haで、合計は153.66haとなっています。公園の整備年次は昭和55年と昭和57年に大きなピークがあり、その期間には30か所以上の新規整備がされました。

区分		箇所数	面積(ha)
公園	都市公園	290	137.20
	緑地	49	16.46
計		339	153.66

【出典】佐倉市統計書

- ※ 平成29年3月に策定した「佐倉市公共施設等総合管理計画」では、道路、橋梁、公園のほか、上下水道等も含めたインフラ施設について、現状の規模を維持していく前提で40年間の将来更新費用について推計すると約1,743億円となり、年平均では約43.6億円が見込まれるとしています。

4. 行政改革の基本理念

第5次佐倉市総合計画において、将来都市像を『笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」』と定めており、その実現に向けて、将来を見据えた行政サービスの最適化を推進することが本行政改革の基本理念となります。

前期基本計画期間の4つの重点目標として、「市民協働の加速化、持続可能なまちづくり」、「健康寿命の延伸・生涯活躍の場の創出」、「子育て世代の流入・定住促進、子育て支援施策等の維持拡充」、「計画的な施設・インフラ整備の推進、持続可能な財政運営」を掲げて計画策定が進められており、これらの目標を達成するために行政改革を実施し、行政運営の効率化や財政の健全化を図りつつ、「経営型行政」として必要性の高い施策・事業へ資源を優先的・重点的に配分するなど「選択」と「集中」による資源の最適配分を行い、必要とされる行政サービスの維持・向上を図っていきます。

この行政改革の基本理念に基づきながら、佐倉市の将来のために、市長のリーダーシップの下で職員が一丸となり、市民の理解と協力も得ながら、積極的な行政改革を推進していく必要があります。

5. 行政改革期間

第6次佐倉市行政改革の実行計画期間は、計画の継続性及び迅速性の観点から、第5次佐倉市総合計画前期基本計画と同じとし、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。各取組は、できるだけ早期に完了するように努め、改革の効果を高められるように進めていきます。

6. 行政改革の基本目標と実施計画の策定

佐倉市行政改革懇話会からの提言において、行政改革の基本目標として「量の改革」「質の改革」「市全体の取組みによる改革」の3つの項目に分類しています。これらの改革に取り組むことで、20億円の効果額を得ることを目標とし、第5次佐倉市総合計画前期基本計画において見込まれる財政調整基金繰入額分の財源を確保し、行政サービスの維持・向上を図ります。

(1)量の改革

⇒歳出削減や歳入確保を実施する改革

新たな行政サービスを提供するための財源を確保することが目的

(2)質の改革

⇒業務の効率化や行政サービスの維持・向上を図る改革

効率的な行政サービスを推進し、市役所の生産性を向上することが目的

(3)市全体の取組みによる改革

⇒第5次佐倉市総合計画を達成するため市民と連携してまちづくりを推進する改革

市民協働やシティプロモーションを推進し、職員だけでなく市全体で地域経済を向上することが目的

この3つの基本目標を具体化するために、実施計画を策定します。4年間で計画が達成できるように中間目標を設定し、実行年度や具体的な取組みをまとめた工程表とその達成状況がわかるチェックリストを用いながら毎年度、定期的に進捗管理を行い行政改革の見える化を図っていきます。

ただし、項目によっては改革期間である4年間では解決できず、期間後も長期的な検討を要するものもあることから、PDCAサイクルに組み込みながら実施計画の検証が可能となるように留意して継続して実施するものとします。

7. 基本目標と主要な取組事項

基本目標 1 : 量の改革

～社会変化に対応した行政サービスの推進と安定的な財政運営のための歳入確保～

①事務事業の精査と見直しの実施

少子高齢化・人口減少社会を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれており、限られた財源の中で、より質の高い行政サービスを提供する必要があるため、全庁的な事務事業の調査を実施し、社会情勢に合わせた業務分析を行います。これにより、重複・類似する業務の集約化や市民ニーズの少ない事務事業の廃止について検討していきます。

また、新たな事務事業を開始する場合は、原則として既存事業を終了するスクラップ・アンド・ビルドを徹底します。

②組織改革及び職員数の適正化

業務内容に応じた組織編成や職員の定員管理を検討するとともに職員の新規採用を必要最小限に抑制します。また、労働時間の適正化を進めて、極端な長時間労働にならないように努めます。組織編成に関連して、各所属では対応しきれない佐倉市全体で取り組まなければならない課題に対して、部局の枠組みの連携の強化により、経営的感觉を持って進めます。

また、会計年度任用職員制度の開始に伴い、人件費等の財政負担増が見込まれることから、その任用方法や業務についても他自治体の動向も参考にしながら極端な歳出増加にならないように努めます。

③公共施設等の効果的な維持管理の実施

公共施設等の老朽化に伴う改修費等が増加していることから、道路や橋梁、公園等のインフラ施設に係る維持コストの平準化を図ることと併せて、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の保全・長寿命化計画により効率的な維持管理を実施し、今後の公共施設の適正配置や管理運営方法等についても精査して、将来を見据えて統廃合・複合化等の機能再編や合理化を検討します。

さらに、公共施設の利活用による収入の確保も検討し、効果的な施設経営を推進します。

④市税収入等の確保と債権管理の一元化による未収金の見える化

これまでの行政改革における取組みを検証するとともに、他団体の取組みも研究しながら、市税収入等の更なる確保にむけた増加策を検討します。また、市民の利便性の高い納税方法を研究し、市税収入率の一層の向上に努めます。さらに、債権管理については、抜本的に見直して、各課で管理している滞納繰越分の未収金の取扱いを、組織の改編も含めて集約・一元化して見える化し、納税している市民が不公平感を抱くことがないように滞納整理の強化を推進します。

⑤使用料・手数料の見直しの継続等による自主財源の確保

第5次行政改革において策定した「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、平成30年4月1日より市内公共施設の使用料の改定を実施しました。また、同年7月1日より公民館使用料を定めて運用していますが、今後も受益者の負担割合が適当か検討し、減価償却費やコスト計算の反映は適切かどうかも含めて定期的に使用料・手数料の見直しを継続します。

また、市の保有財産のより一層の有効活用を図ることと併せて、有料広告収入やまちづくり応援寄附金（ふるさと納税）などの自主財源の確保に努めます。

基本目標 2 : 質の改革

～効率的な行政サービスの推進に向けた手法の見直しと導入～

①職員の意識改革と生産性の向上

行政需要や業務量の増加に伴って時間外勤務が増加している現状を分析し、時間外勤務を縮減するために必要な方策を検討します。単に時間外勤務を制限するのではなく、全職員が事務事業に対するコスト意識を持ち、勤務時間内に業務が終わるように職員の意識改革に努めます。関連して、一部の職員に業務が集中しないように業務のマネジメント等責任を明確化し、長時間労働の是正により職員のライフワークバランスの適正化に努めます。

また、アウトソーシング等民間活力の活用やICT^{※7}の活用を推進して行政サービスの効率化を図ります。併せて、行政運営上、緊急性・重要性が高い分野に人的資源を注力して社会情勢に適切に対応した行政サービスの提供に努めます。

②民間活力の更なる活用

民間企業の経営手法等を参考にして、行政サービスの充実を図ることは佐倉市においても既に行われており、特に指定管理者制度は佐倉市内の公の施設にも多く導入されています。民間の専門的なノウハウを行政サービスの向上に活用できるものについては、その施設の特長や社会情勢を把握しながら、更に積極的に民間活力の活用を検討します。また、既に導入している公の施設についても、施設運営者に対する管理監督を確実にを行い、市民サービスに支障をきたさないように努めます。

民間委託の推進は、今後も積極的に推進し、特に施設の維持管理に関連してPFI^{※8}等の活用も検討します。その他の事業においても民間活力を活用しながら、行政サービスの水準の維持・向上を図ります。

※7 ICT

情報通信技術（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、インターネットなどの通信技術を活用したコミュニケーションによる産業やサービス

※8 PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、民間の資金とノウハウを活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行うことで自治体を実施するよりも効率的・効果的に公共サービスを提供できるもの。

③ICTの活用

社会情勢の変化に合わせて行政サービスの内容も高度化されています。BPR^{※9}等の手法により業務の見直しを行い、定型的業務や一部の非定型的業務を機械代替することで、職員は政策の企画立案等の付加価値業務により専念できるようになります。自治体の業務には定型的な業務が多く、民間企業においても活用されているRPA^{※10}の導入について他自治体の動向も踏まえつつ、費用対効果を十分検証したうえで検討します。また、非定型的業務であっても軽易な問い合わせ対応や議事録作成等にAI^{※11}を活用している自治体もあることから、佐倉市においても導入が可能か検討します。

なお、マイナンバーカードについて、全国的に見ても依然として低い取得率となっていますが、カードの利用が高まるような広報を検討します。また、各種行政手続きにおいて有効活用ができるように検討し、行政サービスの質が向上できるように努めます。

※9 BPR

ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略で、事務事業の目的を達成するために、既存の業務内容や業務フロー、組織構造などを全面的に見直し、再設計すること。

※10 RPA

ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作を、ソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

※11 AI

アーティフィシアル・インテリジェンスの略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。質問を認識して自動的に言語で回答するチャットボットや、音声データを文字変換して議事録作成するなど、様々なサービスに活用されてきている。

基本目標3：市全体の取組みによる改革

～多様な主体が連携・協力して取り組むまちづくりの推進～

①市民とともに進めるまちづくり

市民が主体的にまちづくりに参加・参画できるように、佐倉市の現状を市民全体で情報共有し、関係者に情報が行き渡るように SNS や動画の活用も含めて広報の在り方を工夫しつつ、市民協働の在り方や推進体制、相互の役割等を共有できる体制を更に進めます。また、職員だけでなく、市民や関係機関と一体になったオール佐倉での取組みにより、佐倉市の発展に努めます。

若年層からシニア層までの様々な世代の協力を得られるように自治会、町内会、ボランティア団体、NPO 等への支援を推進し、これらの団体が主体的に取り組む市民協働活動が実施しやすい環境整備や、行政・市民協働に興味がある市民に対して活動するための援助方法の検討を図ります。また、産金官学の地域連携による産業振興や成長戦略による一層の取組みに努めます。

②シティプロモーションの推進及び効果的な情報発信

定住人口の維持・増加を図るため、佐倉市独自の魅力を発信する必要があります。若い世代、特に子育て世代の人口を増加させるには、佐倉市の対外的な知名度やイメージを向上できるように先進自治体の取組みや事例を参考にして、佐倉市の独自性を発揮できる施策を早急に検討するとともに、既に市内で実施している事業でも有効性の高いものは積極的に情報発信を行い、効果的なシティプロモーションを推進します。

市の歳入を増やすためには外国人観光客等の交流人口の増加も必要となるため、佐倉市が保有している地域資源について、日本遺産の活用など更なる情報発信を推進します。さらに新たな地域資源の創出や民間活力の利用も視野に入れ、新旧の資源を有機的に関連付けながら市の魅力を高める方法を検討します。

SNS の活用は近年積極的に実施していますが、既存の情報発信の効果を検証しつつ、子育て世代だけでなく幅広い年齢層に受け入れられる効果的な発信に努めます。また、発信した情報を市民がどのように感じているか検証して事務事業に反映できるように検討します。

③安心して住み続けられるまちづくりの推進

少子高齢社会の進展を背景とした行政需要の増加により、扶助費等の歳出額は年々増加しています。今後も更なる少子高齢化により歳出額の増加は避けられないものと想定されますが、社会情勢に合わなくなった事業は廃止し、その財源をもって市民が安心して住み続けられるように必要とされる行政サービスに充てます。

扶助費に限らず、公共施設やインフラ施設の整備等に係る投資的経費についても、事業の優先順位を定めて財政運営の効率化と最適化を図ります。

④健全な財政基盤の強化

3-(2)で示したとおり、財政状況の悪化が見込まれている状況であることから、統一的な基準による地方公会計を活用して、事業に対するコスト意識を持ち経常経費の抑制、補助金支出の継続的検討や既存事業の見直しを行い、災害対応・人口減少対策・老朽化した公共施設の整備などに対して「選択」と「集中」を行い、限られた財源を有効活用するように努めます。

8. 行政改革実施における留意点

(1)取り組み体制の強化

行政改革の実施にあたり、できる限り早い段階で全庁的に取組む体制を整えて進捗管理を強化していきます。また、職員1人1人が現在の佐倉市の財政状況や行政改革の必要性を認識し、第5次佐倉市総合計画で目指す将来都市像やまちづくりの基本方針を見据えながら、改革に取り組めるような意識改革を進めていきます。

(2)PDCAサイクルによる進捗管理

行政改革大綱を具体的かつ確実に実施するため、PDCA（Plan-Do-Check-Action）によるマネジメントサイクルを確立し、実施計画の検証や修正を行って行政改革の効果を高めます。

(3)市民との情報共有

佐倉市が目標と掲げる方向性や取組みについて、情報提供による「見える化」「共有化」を図り、市民の理解と協力を得ながら、市民・市議会と市役所が一体となって佐倉市の行政サービスのあるべき姿を十分に検討し、実効性のある行政改革を推進していきます。

また、佐倉市の魅力を高めることで収入を増やすという従来の行政改革では十分に行われなかった手法についても、市民と協力して推進していきます。